

I. 都市計画マスタープランの目的・位置づけ

1. 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画マスタープランとは、まちづくりの目標や将来像を明らかにし、その取り組みを進める際の基本的な方針を示すもので、土地利用や都市施設といった個別の都市計画の指針となる、最も基本的な計画であります。

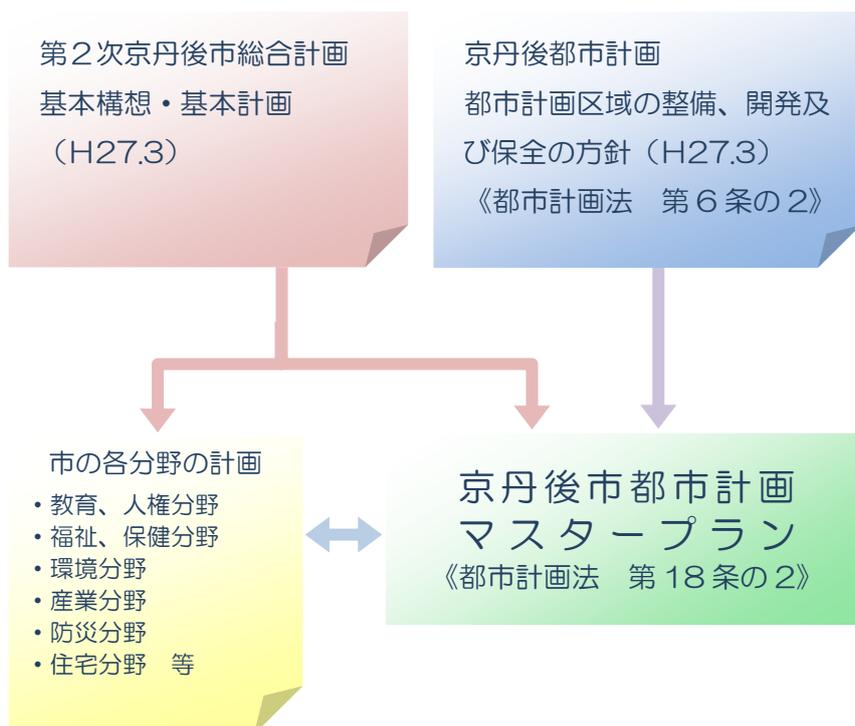
京丹後市都市計画マスタープラン（以下「本マスタープラン」という。）は、都市計画区域内における将来のまちの姿と、その実現のための具体的な整備方策を明らかにするとともに、都市計画区域外への波及効果も想定しながら、市全体の活性化につなげていくことを目的としています。

2. 都市計画マスタープランの位置づけと枠組み

（1）上位・関連計画との関係

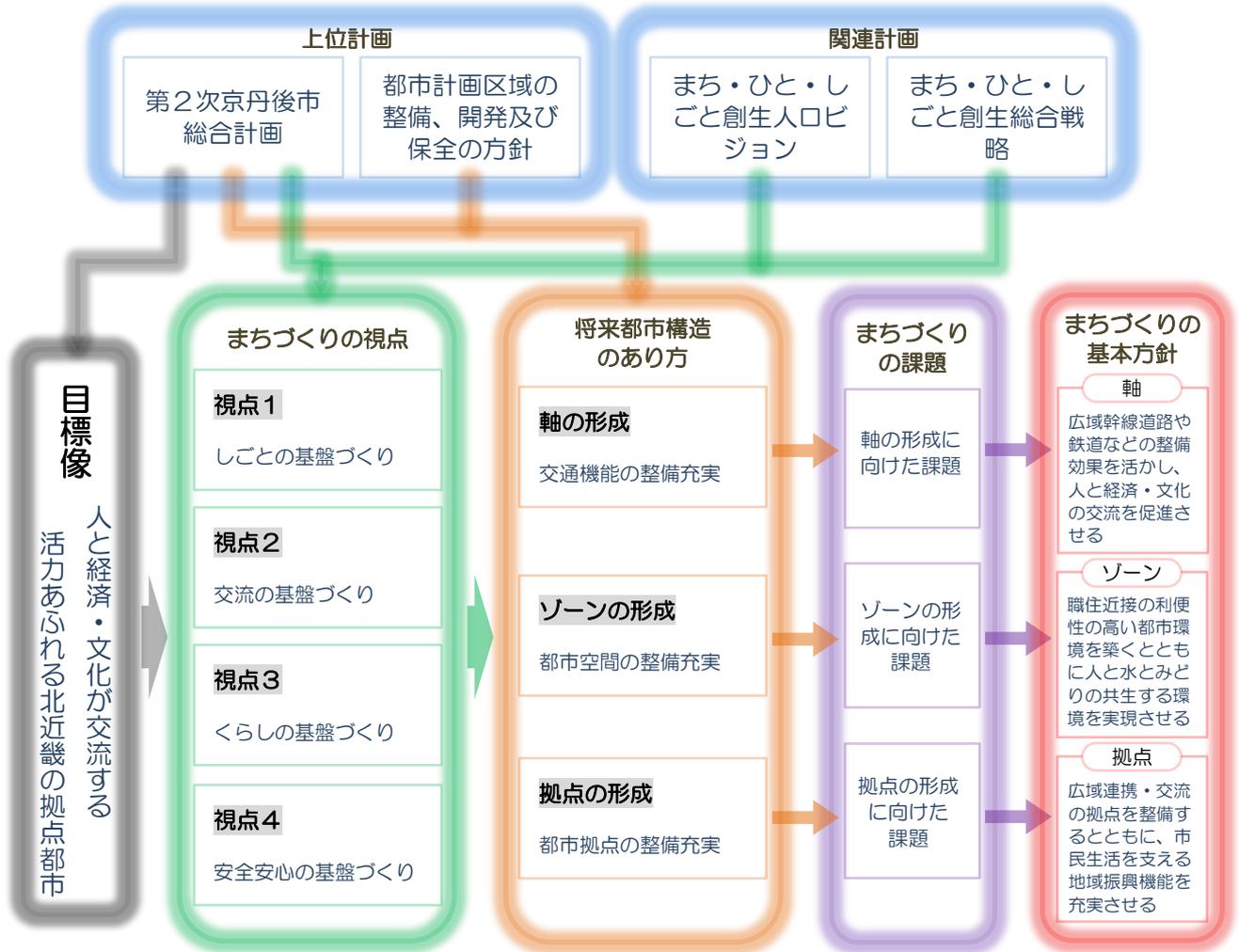
本マスタープランは、平成 27 年 3 月に策定した第 2 次京丹後市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づき、土地利用や都市基盤に関する方策を明らかにするものです。

一方、本マスタープランは、都市計画法に基づく「都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）」として位置づけられるものであり、京都府が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即するとともに、各種関連計画との整合を図る必要があります。



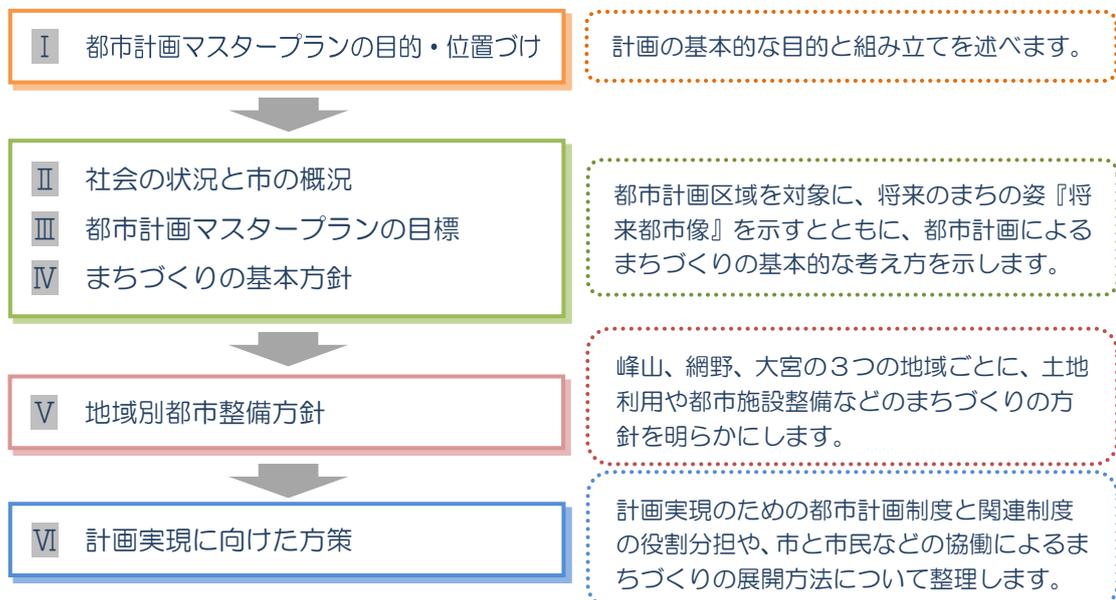
(2) 基本的な考え方

まちづくりの基本方針は以下のフローにより考えるものとします。



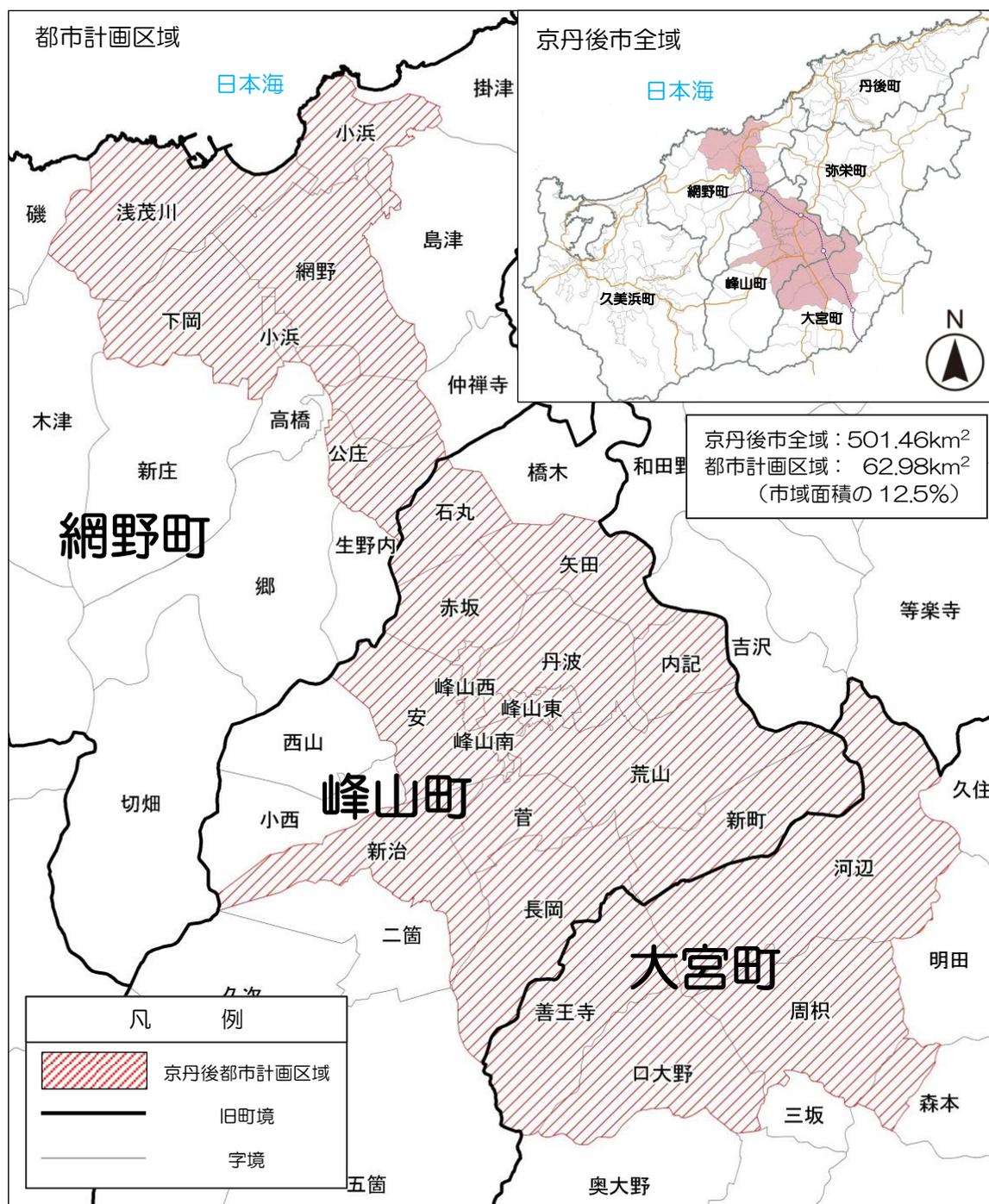
(3) 構成

本マスタープランは、次の要素で構成します。



(4) 区域

本マスタープランは、平成27年3月31日に指定された「京丹後都市計画区域」を対象区域とします。



(5) 目標年次

おおむね20年先を見通しながら、本マスタープランの目標年次を、「第2次京丹後市総合計画」の目標年次と同じ平成36年度とします。また、おおむね5年後を目途に必要な応じて見直しを行います。